

令和6年度（2024年度）

環境速報

第213号

令和6年（2024年）12月2日（月）発行

目次

◇令和6年8月～11月に公布された主な環境法令の概要について	1
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係/廃棄物の処理 及び清掃に関する法律関係/水質汚濁防止法関係 等	
◇省エネコラム ～省エネ経営で問題解決～ 中村環境コンサルタント事務所 中村秋男	7
◇知っておきたい環境法規制の基礎知識（第19回） ～排水基準における「日間平均」とは～	8
◇環境法令改正情報（令和6年7月26日～令和6年11月29日）	9
◇協会からのお知らせ／編集後記	13

☆☆ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組もう！ ☆☆

一般社団法人 長野県産業環境保全協会



エコアクション21
地域事務局No.001

[エコアクション21地域事務局長野産環協]

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886

Fax：026-228-5872

メール：nasankan@alps.or.jp

ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/

エコアクション21 メール：ea21nasa@nasankan.or.jp

業務専用 ホームページ：http://www.alps.or.jp/nasankan/ea21nasa/

令和6年度（2024年度）化学物質管理関連研修会（オンライン研修会）

1 開催日：令和7年（2025年）1月22日（水）・23日（木） 両日とも10:00～15:00

※本研修会は、2日間で実施します。（どちらか1日のみの参加はできません。）

2 プログラム すべてオンライン（Zoom）で実施します。

第1日（22日）	内 容
10:00～10:10	ガイダンス 事務局説明
10:10～12:00	午前の講義 ○化学物質規制法の早分かり（最新情報と対応のポイント）序論 ・日本の化学物質規制法 ・EUの化学物質規制法 ・中国、韓国、台湾、アセアン主要国の化学物質規制法 ・中国 RoHS(II)管理規制 ・その他の国の RoHS 法
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） 質疑応答（30分程度）
第2日（23日）	内 容
10:10～12:00	午前の講義 ○管理体制 ・管理の考え方 ・化学物質混入はどのような時に起きるか ○情報伝達 ・顧客要求への対応 ・サプライチェーンマネジメントの進め方
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～15:00	（午前中の続き） ○質疑応答（事前の質問についての）

3. 講師 一般社団法人 産業環境管理協会 技術参与 松浦徹也さん

4. 受講料（テキスト代・消費税込み） 当会会員：12,000円 一般：15,000円

5. 申込締切日 令和7年1月8日（水）午後5時（必着のこと）

6. 申し込み方法 当会ホームページ（<http://www.alps.or.jp/nasankan/>）から案内をダウンロードし、FAX：026-228-5872、メール：nasankan@alps.or.jp 又は郵送でお申し込みください。

7. 問い合わせ先 一般社団法人長野県産業環境保全協会事務局 担当：専務理事 古川雅文

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階

電話：026-228-5886 メール：nasankan@alps.or.jp Fax：026-228-5872

8.主催：長野県産業環境保全協会 後援：長野県 協賛：長野県電子工業技術研究会

令和6年8月～11月までに公布された主な環境法令の概要について

協会ホームページ「環境法令の改正情報」欄に掲載した令和6年7月26日（金）から11月29日（金）までに公布された環境法令（法律・政令・規則・告示・長野県条例・同規則）の中から、特に重要と思われる法令について、所管行政庁がホームページで報道発表した情報等により紹介します。

（選定・文責：一般社団法人長野県産業環境保全協会 専務理事 古川雅文）

Ⅰ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

（令和6年9月27日公布：政令第310号）

（Ⅰ）趣旨

令和5年9月に開催された厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会※²において、ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が9のものに限る。）（以下「NPE」という。）を第二種特定化学物質に指定するとともに、当該化学物質を使用する水系洗浄剤について、技術上の指針の遵守及び表示の義務を課す製品に指定することが適当であるとの結論が得られました。

本政令は、これを踏まえ、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（以下「化審法施行令」という。）において、NPE を第二種特定化学物質に追加指定する等、所要の改正を行うものです。

（Ⅱ）概要

①第二種特定化学物質の指定（化審法施行令第2条）

「NPE」を第二種特定化学物質として指定します。

②技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品の指定（化審法施行令第9条）

「NPE」が使用されている水系洗浄剤について、表示の義務を課し、かつ技術上の指針の遵守を求める製品として指定します。

③ 経過措置

所要の経過措置を設けます。

（Ⅲ）施行

令和7年4月1日

【出典：環境省ホームページ 令和6年9月24日環境省報道発表資料】

〔参考〕経済産業省ホームページから「NPEの第二種特定化学物質への指定について」中の「NPEの第二種特定化学物質への指定に係る義務の内容」を抜粋して掲載します。

○NPEの製造者・輸入者の義務

●事前の予定数量、事後の実績数量の届出^[3]の義務（化審法第35条）

NPEを1年度に1kg以上製造または輸入する者はその一月以上前に予定数量の届出が必要です。また、翌年度に前年度の実績数量の届出が必要です。

※令和7年度（2025年度）より、第二種特定化学物質としてのNPEの予定数量の届出が必要となります。

令和6年度（2024年度）のNPEの製造・輸入実績については、令和7年度に優先評価化学物質として

の実績数量等の届出が必要となります。

ONPE 等を取り扱う事業者の義務

●取扱いに係る技術上の指針の遵守（化審法第 36 条）

政令第 9 条で定める NPE 及び NPE を含有する水系洗浄剤（以下「NPE 等」という。）を取り扱う事業者^{※2}は、その取扱いについて、環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針の遵守が必要です。

●環境の汚染を防止するための措置等に関する表示（化審法第 37 条）

NPE 等を取り扱う事業者^{※2}は、NPE 等を譲渡し、又は提供するときは、NPE 等の容器、包装又は送り状において、環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を表示をしなければなりません。

容器や包装がある場合は、その容器又は包装への表示事項の印刷や貼り付けが必要です^[4]。

※2 「NPE 等を取り扱う事業者」とは、以下の者を指す。

- a. NPE の製造の事業を営む者
- b. 業として NPE または NPE を含有する水系洗浄剤を使用する者
- c. その他の業として、NPE を取り扱う者、または NPE を含有する水系洗浄剤を取り扱う者（運搬等）

【出典：2024 年 11 月経済産業省 産業保安・安全グループ化学物質管理課 化学物質安全室】

2 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係の政令

（令和 6 年 10 月 11 日公布：政令第 313 号～政令第 316 号）

（1）脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（政令第 313 号）

概要：水素社会推進法の施行期日を令和 6 年 10 月 23 日と定めます。

（2）脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（政令第 314 号）

概要：政令委任事項である特定水素等供給事業者（水素等供給事業者のうち、勧告・命令等の対象となる事業者）の要件等を定めます。

（3）脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 315 号）

概要：水素社会推進法の施行に伴い、整備が必要な政令の改正を行います。

（4）脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令（政令第 316 号）

概要：高压低炭素水素等ガスの製造の承認等に係る審査に要する手数料について、その承認等の種類ごとに手数料の額を定めます。

【出典：2024 年 10 月 8 日 経済産業省報道発表資料から抜粋】

3 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令

（令和 6 年 10 月 23 日公布：環境省令第 24 号）

（1）背景

「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（平成 5 年条約第 7 号。以下「バーゼル条約」という。）の附属書の一部が、令和 4 年 6 月に改正され、令和 7 年 1 月 1

日から効力を生じることに伴い、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成 30 年環境省令第 12 号。以下「省令」という。）について、改正を行うものである。

（2）主な改正の内容

① 特定有害廃棄物等の範囲に含まれる物について

条約附属書Ⅷの改正に伴い、省令別表第四の一の項第十八号を「電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（別表第三の一の項第五号に掲げる物を除く。）」から「電気及び電子機器、電気及び電子機器の部品又はこれらのくずであって次に掲げる物」に改め、更にその符号を「A—ハ〇」から「A—ハ一」に改めることとする。

② 特定有害廃棄物等の範囲から除外される物について

条約附属書Ⅸの改正に伴い、省令別表第三の一の項第十二号である、別紙一の電気部品又は電子部品を特定有害廃棄物等の範囲から除外することとする。更に、省令別表第三の四の項第三号である、別紙二の使用済みのレンズ付きフィルムを特定有害廃棄物等の範囲から除外することとする。

③ その他所要の改正を行う。

主な改正の例

別紙一

12 電気部品又は電子部品であって次に掲げる物

（1）金属のみから成る電子部品

（2）プリント配線基板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げる物（第五号に掲げる物を除く。）

（i）別表第四の一の項第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ（PCBを含むものに限る。）を構成部品として含まない物

（ii）別表第六に掲げる物のいずれにも該当しない物

（3）プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであって、直接再使用すること（修理又は改良を行うことにより再使用することを含み、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。）が予定されたもの

別紙二

3 使用済みのレンズ付きフィルム（別表第四の一の項第十六号又は第十七号に掲げる物を含まないものに限る。）

（3）施行

令和 7 年 1 月 1 日

【出典：2024 年 8 月 24 日 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲 等を定める省令の一部を改正する省令（案）について」から抜粋】

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（令和 6 年 10 月 31 日公布：環境省令第 27 号）

(1) 趣旨・背景

- 近年、国内外の企業から一人乗りの移動用小型車、身体障害者用の車（原動機を用いるものに限る）及び遠隔操作型小型車が本格的に発売・輸入され、今後、廃棄物として排出されることが見込まれている。これらは自動車リサイクル法の対象外であるが、拡大生産者責任の考えの下、製造事業者等を中心とした広域的な処理体制を構築していくことが重要であり、広域認定制度の対象品目とする必要がある。
- 自動車、原動機付自転車、移動用小型車、身体障害者用の車（原動機を用いるものに限る）、遠隔操作型小型車等に搭載されているリチウム蓄電池には取り外し可能なものがあり、リチウム蓄電池が一般廃棄物として排出されることが見込まれるところ、廃棄物処理施設等での火災事故防止の観点から、製造事業者等を中心とした処理を円滑かつ確実にを行う必要がある。
- 製造事業者等は、自らが扱う製品の構造を熟知しており、リチウム蓄電池を含め各部において適切な処理・リサイクルを行うことができる。また、こうした車両等については、製造事業者等が主体となってリサイクルを行うことで、資源の有効利用に資する製品設計等にも繋がることが期待される。
- このような状況を踏まえ、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物と、一般廃棄物収集運搬業許可を要しない品目について、所要の改正を行う。

(2) 改正の内容

① 広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物

広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成15年環境省告示第131号）において定める一般廃棄物の広域認定制度の対象品目として、移動用小型車、身体障害者用の車（原動機を用いるものに限る）又は遠隔操作型小型車が一般廃棄物となったものを追加する。

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第9号中で定める一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない品目として、自動車、原動機付自転車、移動用小型車、身体障害者用の車又は遠隔操作型小型車の部品であるリチウム蓄電池を追加する。

(3) 施行

令和6年10月31日

【出典：2024年7月19日 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課報道発表「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）及び広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物の一部を改正する件（案）の概要」から抜粋】

5 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（令和6年11月11日公布：環境省令第29号）

(1) 改正の背景・経緯

- 水質汚濁防止法第3条第1項により環境省令で定めることとされている有害物質及びその他の項目ごとの排水基準については、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）により定めている。
- 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成18年環境省令第33号）により亜鉛含有量

の一般排水基準が5 mg/L から2 mg/L に強化された。

- その際、同省令の附則において、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場（10 業種）に対し、5 年間の暫定措置として暫定排水基準が設定された。その後、平成 23 年、平成 28 年及び令和 3 年に暫定排水基準の見直しを行い、現在は 1 業種（電気めっき業）の工場又は事業場に対して暫定排水基準が設定されている。
- 現行の暫定排水基準は令和 6 年 12 月 10 日をもって適用期限を迎えることから、中央環境審議会水環境・土壌農業部会（第 14 回）において行われた審議の結果を踏まえて、適用期限後の措置について所要の改正を行う。

（2）改正の内容

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 33 号）の附則及び附則別表を改正し、電気めっき業に適用されている亜鉛含有量に関する現行の暫定排水基準を 5 年間延長する。

	適用業種	許容限度	適用期限
現行	電気めっき業	4 mg/L	同省令の施行から 18 年間 (令和 6 年 12 月 10 日まで)
改正	電気めっき業	4 mg/L	同省令の施行から 23 年間 (令和 11 年 12 月 10 日まで)

＊暫定排水基準が適用される特定事業場の留意点

亜鉛に係る暫定排水基準が適用される業種に属する特定事業場が、同時に暫定基準が適用される以外の業種にも属する場合には、暫定排水基準を適用することとしている（排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成 18 年環境省令第 33 号）附則別表備考）。

（3）施行

令和 6 年 12 月 11 日

【出典：2024 年 11 月 11 日 環境省報道発表環境省水・大気環境局 「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令案の概要」から抜粋】

6 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第三十五号ハの規定に基づき化学物質を定める省令

（令和 6 年 11 月 15 日公布：厚生労働・経済産業・環境省令第 4 号）

（1）背景

本政令は、ストックホルム条約締約国会議において廃絶対象物質と決定された化学物質であり、化学物質審議会（※1）においても、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）第 2 条第 2 項に規定された第一種特定化学物質（※2）として指定することが適当であるとの結論が得られた「ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。）（PF0A の異性体）又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質」を第一種特定化学物質に指定するとともに、所要の改正を行うものです。

(※1) 薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会との合同開催

(※2) 第一種特定化学物質は、難分解性、高蓄積性及び人又は高次捕食動物への長期毒性を有する化学物質です。当該物質については、製造及び輸入の許可（原則禁止）、使用の制限、政令指定製品の輸入禁止等が規定されております。

(2) 概要

①第一種特定化学物質の指定（化審法施行令第1条）

化審法第2条第2項に規定された第一種特定化学物質として、以下の化学物質を指定します。

ア ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。）（PF0Aの異性体）又はその塩

イ ペルフルオロオクタン酸関連物質（ペルフルオロオクチル＝ヨージド、ハ：ニフルオロテロマーアルコール及び厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの）

②第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品の指定（化審法施行令第7条）

第一種特定化学物質となる「ペルフルオロオクタン酸関連物質」が使用されている場合に輸入することができない製品として、「はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地」等を指定します。

③第一種特定化学物質を使用することができる用途及び期限の指定（化審法施行令原始附則第3項）

第一種特定化学物質となる「ペルフルオロオクチル＝ヨージド」及び「ハ：ニフルオロテロマーアルコール」を使用することができる用途及び期限を定めます。

④第一種特定化学物質が使用されている場合に取り扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定（化審法施行令原始附則第4項）

取り扱い時に国が定める技術上の基準に従わなければならない製品として、当分の間、「ペルフルオロアルカン酸（構造が分枝であつて、炭素数が八のものに限る。）（PF0Aの異性体）又はその塩」又は「ペルフルオロオクタン酸関連物質」が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を定めます。

(3) 施行

令和7年1月10日

【出典：2024年7月5日 経済産業省・厚生労働省・環境省同時報道発表資料「『化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令』が閣議決定されました」から抜粋】

省エネコラム～

今回のテーマ 『省エネ経営で問題解決』

中村環境コンサルタント事務所 中村秋男*

- 一般財団法人省エネルギーセンターから「省エネ経営」で問題解決という冊子が出ている。前々から何となくわかっていたが、データでは把握していなかった。何のことかという、調光装置の利用だ。廊下の照明で間引き点灯すると約 49%削減、調光装置を導入すると70%の削減になるという。実は廊下だけでなく、一般の事務所も調光により大幅な省エネが期待できる。
- 先日、省エネ診断を行う専門員の研修会があり、様々な情報提供があった。カーボンニュートラルに向けた取り組みの中で、ヒートポンプの利用が有効だが、中々理解が進まないとの話があった。ヒートポンプとはエアコンでご存じの方も多いと思いますが、冬期低温の熱を使って室内を暖房するものです。COP6は1kWの電力を使用して6kWの出力が出ます。電気ヒーターを使用するよりも6倍の出力が得られるものです。このヒートポンプを、暖房だけでなく熱源や冷却として、有効利用しようとするものです。
- ヒートポンプを使用すると、一方で温風が、一方で冷風が出ます。これはエアコンでご存じです。暖房や冷房はこの回路を切り替えて使用します。原理的には温水と冷水を同時に作る事が出来ます。食品工場などで、実際に使用されています。
- 省エネ推進はどのようにしたらよいのでしょうか？
最近ある団体で、省エネセミナーを企画して募集をしたが、参加申し込みが意外と少なく、担当者曰く、世の中では「省エネの需要」は少ないですか？と聞いてきた。
電気料金の高騰や燃料費の高騰で、皆困っているのは事実だが、このようなセミナーに参加して、何とかしようとしている所は、意外と少ない。
考えられる理由としては、セミナーに派遣する人材に余裕がない事がある。
同じように、「省エネ診断」がある。診断を申し込むには、1カ月の電力使用量や金額を取りまとめなければならない。また、診断には担当者が1日対応する必要がある。
意外と手間がかかる。
- 私は、省エネは「経営問題」であると思っている。中小企業では、取引先の要求により、コストを抑える必要がある。これには、効率的な機器のご導入が必要だ。ある程度の設備投資を行わないと、競争力は保てない。自社の経営課題に対して、中長期的な視点をも持ちながら考える。利益が出れば設備投資なり運用改善ができるが、赤字では何も出来ない。厳しいが益々その差が開いてしまう。

*中村環境コンサルタント事務所 E-mail: akiomail@ina.janis.or.jp

知っておきたい環境法規制の基礎知識（第19回）

～排水基準における「日間平均」とは～

1. はじめに

排水基準の生活環境に関する項目の中には、「日間平均」の許容限度が設定されている項目がある。「日間平均」については、基準値を守るために、また排水処理施設の管理をする上で正しく理解しておく必要がある。ここでは、日間平均値の求め方や日間平均の設定がある項目について解説をする。

2. 日間平均とは

排水基準において、「日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。」とされている。ここに出てくる「1日の排出水の平均的な汚染状態」は昭和46年09月20日に公布された環水管24号にて次のように定義づけられている。

【昭和46年09月20日公布 環水管24号より抜粋】

・1日の排出水の平均的な汚染状態

排出基準を定める総理府令（以下「府令」という。）別表第2の備考1（別表第3の備考3において準用する場合を含む。）中の「1日の排出水の平均的な汚染状態」とは、1日の操業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値として取扱うこととする。この場合、操業開始直後および操業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとする。

なお、終日操業している場合は、1日につき夜間を含め3回以上測定するものとする。

以上のことから、日間平均とは「1日の排出水の平均的な汚染状態」、すなわち「1日の操業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値」ということとなる。また、操業開始直後および操業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含む、終日操業している場合は1日につき夜間を含め3回以上測定するという条件が付いている。

3. 日間平均が設定されている項目

排水基準において「日間平均」は「生活環境に関する項目」のうちの一部の項目にのみ設定されている。「日間平均」が設定されている項目を以下の表に示す。

表1. 日間平均が設定されている項目

	排水量	許容限度 (mg/L)	
		最大	日間平均
BOD(COD) ※	10m ³ 以上 50m ³ 未満	60	40
	50m ³ 以上	30	20
SS ※	10m ³ 以上 50m ³ 未満	90	60
	50m ³ 以上	50	30
窒素含有量		120	60
燐含有量		16	8

※BOD (COD)、SS の値は長野県の上乗せ排水基準

「日間平均」が設定されている項目については、上記の内容を念頭に置いた上で、注意して排出水の水質管理に取り組んでいただきたい。

環境法令改正情報

7月26日～11月29日

(注) *印の法令は、「令和6年8月～11月に公布された主な環境法令の概要」に掲載しています。

令和6年

7月	改正法令	概要
26日	二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行期日を定める政令(250)	二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和6年法律第38号。略称:CCS事業法)附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、令和6年8月5日とする。
	二酸化炭素の貯留事業に関する法律第五条第一項第二号ニの法人を定める政令(251)	二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和6年法律第38号。略称:CCS事業法)第5条(特定事業者の選定等)第1項第2号ニの政令で定める法人は、「特定支配関係」を有する法人とする。この政令は、CCS事業法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。
	自然環境保全法施行令の一部を改正する政令(252)	自然環境保全法第35条の4(沖合海底特別地区)第3項第4号の規定に基づき自然環境保全法施行令の一部を改正し、令和6年8月5日から施行する。
	自然環境保全法第六十条第二項第一号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・国土交通5)	自然環境保全法第63条(主務省令への委任)の規定に基づき、自然環境保全法第60条第2項第1号に規定する担保金の提供等に関する命令の一部を改正し、令和6年8月5日から施行する。
	二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令(経済産業48)	二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和6年法律第38号。略称:CCS事業法)の規定に基づき、及び同法を実施するため、二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留層の探査に関する省令を定め、令和6年8月5日から施行する。
	自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令(環境23)	自然環境保全法第35条の4(沖合海底特別地区)第5項の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正し、令和6年8月5日から施行する。
8月	改正法令	概要
23日	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働115)	食品衛生法第51条(営業施設の必要措置)第1項及び第2項の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正し、令和6年9月1日から施行する。経過措置あり。
	食品表示基準の一部を改正する内閣府令(内閣府71)	食品表示法第4条(食品表示基準の策定等)第1項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正し、一部を除き、令和6年9月1日から施行する。経過措置あり。

9月	改正法令	概要
18日	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（経済産業61）	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（略称「再エネ特措法」）第37条（賦課金に係る特例）第1項及び再エネ特措法施行令第4条（賦課金に係る特例）第3項第1号の規定に基づき、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。
27日	* 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（310）	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（略称「化審法」）第2条（定義等）第3項、第36条（技術上の指針の公表等）第1項及び第52条（経過措置）の規定に基づき化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正し、令和7年4月1日から施行する。経過措置あり。1ポリ（オキシエチレン）＝アルキルフェニルエーテル（アルキル基の炭素数が九のものに限る。以下「NPE」という。）を第二種特定化学物質として追加指定することとした。（第2条関係）2NPEが使用されている製品のうち、その取扱いに係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針を公表する製品として水系洗浄剤を指定することとした。（第9条関係）3附則関係 1NPEは、令和7年度における前年度の製造数量等の届出及び公表については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第9条第1項に規定する優先評価化学物質とみなすこととした。（附則第2項関係）2この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。4この政令は、令和7年4月1日から施行することとした。
10月	改正法令	概要
11日	* 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行期日を定める政令（313）	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（通称「水素社会推進法」）の施行期日を令和6年10月23日とする。

10月	改正法令	概要
11日	* 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行令（314）	政令委任事項である特定水素等供給事業者（水素等供給事業者のうち、勧告・命令等の対象となる事業者）の要件等を定める。 1 特定水素等供給事業者の要件：脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和6年法律第37号。以下「法」という。）第34条第1項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において供給を行った水素の量が1,000トン以上であることその他当該年度の前年度において供給を行った法第2条第1項の経済産業省令で定める水素の化合物の量が当該化合物ごとに経済産業省令で定める量以上であることとした。（第1項関係）2 都道府県知事が処理することが適当な事務：法第40条の政令で定める事務は、高压ガス（高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高压ガスをいう。以下同じ。）を取り扱う事業所の集積の程度、高压ガスの処理量その他の高压ガスの取扱いの状況を考慮して経済産業大臣が定める区域に所在する事業所に係る事務とすることとした。（第2項関係）3 主務省令：法第三章における主務省令は、経済産業省令・国土交通省令とすることとした。（第3項関係）4 附則：この政令は、法の施行の日（令和6年10月23日）から施行することとした
	* 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（315）	水素社会推進法の施行に伴い、整備が必要な政令の改正を行う。この政令は、法の施行の日（令和6年10月23日）から施行する。
	* 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律関係手数料令（316）	高压低炭素水素等ガスの製造の承認等に係る審査に要する手数料について、その承認等の種類ごとに手数料の額を定める。この政令は、法の施行の日（令和6年10月23日）から施行する。
16日	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通2）	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（略称「建築物省エネ法」）第2条第1項第3号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正し、令和8年4月1日から施行する。経過措置あり。
23日	* 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令（環境24）	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（略称「バーゼル法」）第2条（定義等）第1項第1号イの規定に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正し、令和7年1月1日から施行する。

10月	改正法令	概要
25日	南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境25）	南極地域の環境の保護に関する法律（略称「南極環境保護法」）第3条（定義）第5号、第7号及び第13号、第7条（南極地域活動計画の確認の基準）第1項第3号並びに第8条（南極地域活動計画の確認）第5号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。経過措置あり。
	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同26）	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（略称「地球温暖化推進法」）第7条（温室効果ガスの排出量等の算定等）の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正し、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第56号）の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。
31日	* 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境27）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（略称「廃棄物処理法」）第7条（一般廃棄物処理業）第1項ただし書の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正し、公布の日から施行する。規則第2条（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）に関する改正。
11月	改正法令	概要
1日	自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令（環境28）	自然環境保全法第35条の4（沖合海底特別地区）第5項の規定に基づき、自然環境保全法施行規則の一部を改正し、二酸化炭素の貯留事業に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和6年政令第342号）の施行の日（令和6年11月18日）から施行する。
11日	* 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境29）	水質汚濁防止法第3条（排水基準）第1項及び第27条（経過措置）の規定に基づき、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正し、令和6年12月11日から施行する。内容：電気めっき業に属する特定事業場からの排水について、垂鉛含有量の排水基準の経過措置について、18年間で23年間とする。

～協会からのお知らせ～

○令和6年度協会主催で今後開催する研修会日程をお知らせします。

名 称	日 程 等	受講料	掲載頁
化学物質管理関連研修会（オンライン）	2025年 1月22日（水）・23日（木） <u>*あと4名で定員です。</u>	一般15,000円 会員12,000円	表紙裏
エコアクション21 無料個別相談会	12月18日（水） 2025年 1月15日（水） 2月19日（水） 3月19日（水）	無料	14頁

*詳細は、上記の掲載頁の案内をご覧ください。

☆☆☆ 編集後記 ☆☆☆

令和6年度も残すところ4か月余り、師走に入り会員の皆様もお忙しい毎日をお過ごしのことと推察いたします。協会主催の研修会・セミナーは、毎月第三水曜日に設定しているエコアクション21無料個別相談会を除き、来年1月の化学物質管理関連研修会（オンライン）を残すのみとなりました。あと若干名参加可能ですので興味ある方はご検討ください。

また、「令和6年度版公害関係基準のしおり（長野県環境部）」（定価750円）は、11月末時点でまだ30部あります。必要な場合は、裏表紙の案内をご覧ください、事務局まで申し込みをお願いいたします。

例年1月に発行している会報（本年度で53号となります。）は、来年2025年が、2050年ゼロカーボン宣言する長野県が、CO26割削減を目指す2030年度まで、残り5年となることから、脱炭素にこれから取り組もうとする県内中小企業者に役立つ記事・情報を掲載したガイドブックとすべく、関係団体や会員事業所等からの脱炭素に資する情報を収集しています。引き続き、記事・情報を募集していますので、提供いただくようご協力をお願いいたします。テーマ自由のエッセイや随想なども例年通り寄稿をお待ちしています。

協会活動へのご意見・ご提案をお待ちしています。（専務理事 古川雅文）

エコアクション21 無料個別相談会のご案内

1 開催日時 原則、毎月第3水曜日

開催日	相談時間帯	備考（相談時間など）
① 2024年12月18日（水）	午後1時30分～4時30分	1件につき1時間以内 1事業者様1回限り
② 2025年1月15日（水）		
③ 2025年2月19日（水）		
④ 2025年3月19日（水）		

2 開催場所 長野県中小企業会館5階 〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10
（一般社団法人 長野県産業環境保全協会 事務室までおいでください。会場までご案内します。）

3 申込方法 完全予約制、各回期日の1週間前までに下記「エコアクション21 無料個別相談会申込書」にご記入いただき、FAX 又はメールにてお申込みをお願いします。

4 その他 ①当日は、専門家（エコアクション21 審査員等）又は事務局が対応します。

②リモート（Zoom）での個別相談も可能。申込時にリモート希望と記入願います。

③お問合せ：一般社団法人長野県産業環境保全協会（エコアクション21 地域事務局 長野産環協）

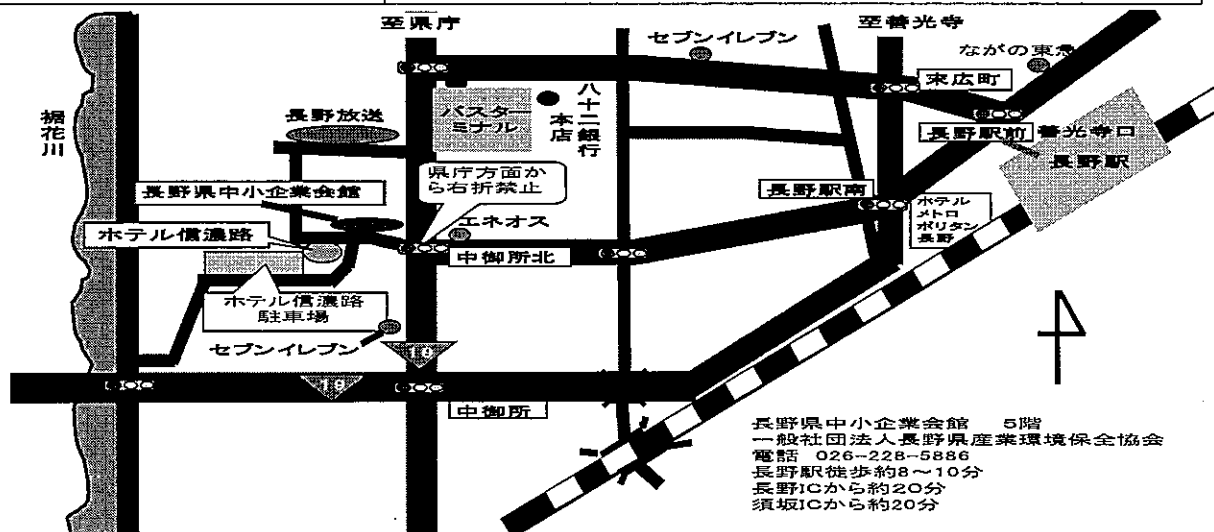
〒380-0936 長野県長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業会館5階

TEL：026-228-5886 Fax：026-228-5872 e-mail：ea21nasa@nasankan.or.jp

【切り取らずこの用紙のままお送りください。送信票の添付は不要です。】

エコアクション21 無料個別相談会申込書

相談希望日（何れかに○印）	希望時間帯（午後1時30分～午後4時30分の間の内での希望あれば）
① 12月18日（水）	午後 時 分頃 ～ 午後 時 分頃
② 1月15日（水）	
③ 2月19日（水）	
④ 3月19日（水）	
事業所名	
業種・事業内容	
所在地	
出席者職・氏名	
連絡先（Tel・Fax・mail）	
その他連絡事項など	



「令和6年（2024年）版公害関係基準のしおり（長野県環境部）」の販売について
*11月末時点で、残部数30部あります。

希望者は次の要領で、協会事務局までお申し込みください。

◎ 公害関係基準のしおり（令和6年（2024年）4月発行 長野県環境部）

(1)仕様及び概略内容 A4 130ページ程度

- 長野県に係る環境基準（水質、大気、騒音、土壌）
- 排出基準（水質、大気、騒音、振動、悪臭、土壌）
- 参考資料（農業用水基準関係、水道法水質基準など）

(2)定価 750円

(3)送料 実費 *申込者負担

（税込み）目安：1～3冊 105円 4～6冊210円（2口に分けて送付） 7～15冊840円

(4)申込方法

下記申込書にご記入の上、郵送、FAX又はメールでお申し込みください。1週間程度でお届けします。
代金は、到着後1ヶ月以内に 冊子に同封した請求書記載の指定口座にお振り込みください。（振込手数料はご負担願います。）

◎申込先

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田131-10
長野県中小企業会館5階 （一社）長野県産業環境保全協会
電話 026-228-5886 FAX 026-228-5872
e-mail nasankan@alps.or.jp
担当者：古川・須佐

(5)その他ご案内

「公害関係基準のしおり」は毎年長野県環境部で発行し、県のホームページに掲載されています。
(<https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaiki/kurashi/kankyo/hozen/kogai/shiori.html>)

切 取 線
図 書 購 入 申 込 書（公害関係基準のしおり）

令和6年（2024年） 月 日

（一社）長野県産業環境保全協会 御中

社名・団体名

所在地 〒

担当部署・担当者氏名

電話番号

FAX番号

記

	単 価	数量（冊）	金額（税含む）	送料（実費）
公害関係基準のしおり	750 円			

*送料不明の場合は記入しなくて結構です。

請求書送付用住所票（楷書でご記入ください。ゴム印使用はなるべくお避けください。）

所在地 : 〒

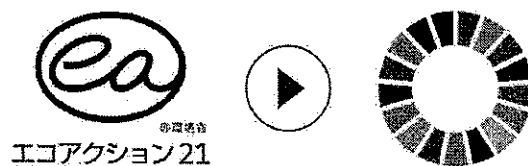
貴社名 : 担当部課名

担当者名 : 様（電話番号 ）

2050 カーボンニュートラル
新しい時代へ 一歩前へ

選ばれる企業になるために
「エコアクション21」

認証・登録を目指ませんか



企業の体幹を強化し、
持続可能な未来へ



一般財団法人 持続性推進機構
Institute for Promoting Sustainable Societies